

議案第 1 2 号

川崎市中央卸売市場業務条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市中央卸売市場業務条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成 1 9 年 2 月 1 4 日提出

川崎市長 阿 部 孝 夫

川崎市中央卸売市場業務条例の一部を改正する条例

川崎市中央卸売市場業務条例（昭和 4 7 年川崎市条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 5 0 条第 2 項中「記載しなければ」を「記録しなければ」に改める。

第 5 9 条の 2 中「を記載した書面又は当該事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報の処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。）」を「に関する記録」に、「当該書面（電磁的記録」を「当該記録（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報の処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。）」に改める。

附 則

この条例は、平成 1 9 年 4 月 1 日から施行する。

参考資料

制 定 要 旨

卸売業者が販売原票の作成を電磁的記録を使用して行うことができることとすること等のため、この条例を制定するものである。